

令和6年4月19日
(教)総務課 秘書人事係
電話：027-226-4521 内線：4521
学校人事課 義務教育人事係
電話：027-226-4594 内線：4594
学校人事課 県立学校人事係
電話：027-226-4596 内線：4596

「群馬県教育委員会懲戒処分指針」の一部改正について

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の改正を踏まえ、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止を図るため、別添新旧対照表のとおり「懲戒処分指針」を改正し、市町村教育委員会、県立学校及び事務局各所属へ、厳正な綱紀の保持について万全の措置を講じるよう通知しました。

< 主な改正内容 >

「6 児童生徒に対する非違行為関係」を「6 児童生徒等に対する非違行為関係」に改めるとともに、「わいせつな行為等」を「児童生徒性暴力等」に改め、対象となる行為を具体的に規定し、原則免職処分とすることとした。

< 適用日 >

令和6年4月1日

群馬県教育委員会懲戒処分指針 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 基本事項</p> <p>本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものであり、群馬県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関等に勤務する職員、県立学校に勤務する<u>教職員並びに中等教育学校を除く市町村立学校に勤務する</u>県費負担教職員（以下「教職員」という。）に適用するものである。</p> <p>第3 標準例</p> <p>6 児童生徒等に対する非違行為関係</p> <p>(2) <u>児童生徒性暴力等</u></p> <p>ア 児童生徒等<u>に性交等をする</u>こと又は児童生徒等をして性交等<u>をさせた教職員は免職とする。</u></p> <p>イ 児童生徒等<u>にわいせつな行為をする</u>こと又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせた教職員は免職とする<u>（上記アに掲げるものを除く。）。</u></p> <p>ウ <u>刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から第6条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）に当たる行為をした教職員は免職とする（上記ア、</u></p>	<p>第1 基本事項</p> <p>本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものであり、群馬県教育委員会の事務局及び学校以外の教育機関等に勤務する職員、県立学校に勤務する職員並びに県費負担教職員（以下「教職員」という。）に適用するものである。</p> <p>第3 標準例</p> <p>6 児童生徒に対する非違行為関係</p> <p>(2) <u>わいせつな行為等</u></p> <p>ア 児童生徒<u>にわいせつな行為を行った教職員は、免職とする。</u></p> <p>イ 児童生徒<u>にわいせつな言辞等の性的な言動等を行った教職員は、</u> <u>停職、減給又は戒告とする。特に悪質な場合は、免職とする。</u></p> <p>ウ～オ （新設）</p>

改正後	改正前
<p><u>イに掲げるものを除く。)</u>。</p> <p><u>エ 児童生徒等に次の a、b に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であって児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなもの</u> <u>をすること又は児童生徒等をしてそのような行為をさせた教職員は免職とする（上記アからウに掲げるものを除く。)</u>。</p> <p><u>a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位その他の身体の一部に触れること。</u></p> <p><u>b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。</u></p> <p><u>オ 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒等の心身に有害な影響を与える行為をした教職員は、免職とする（上記のアからエに掲げるものを除く。)</u>。</p> <p><u>(3) 児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為</u></p> <p><u>児童生徒等に対し、児童生徒性暴力等に繋がるおそれのある行為を行った教職員は、停職、減給又は戒告とする（上記（2）に掲げるものを除く。)</u>。</p> <p><u>注1 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並びに18歳未満の者をいう。</u></p> <p><u>注2 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童生徒性暴力等に該当し得る。</u></p>	<p>(3) (新設)</p>

改正後	改正前
<p data-bbox="241 229 1102 363"><u>注3 「性的羞恥心を害する言動」とは、児童生徒等を不快にさせる性的な言動等が該当し得る。(SNSや電子メール等を利用することも含まれる。)</u></p> <p data-bbox="286 443 385 475"><u>附則</u></p> <p data-bbox="206 497 887 529"><u>1 この指針は、令和6年4月1日から適用する。</u></p>	